

令和6年度 社会福祉法人指導監査の結果概要

1 指導監査の実施状況

令和6年度は、12法人を対象として指導監査を実施しました。

このうち5法人への指導監査は、三重県福祉監査課が行う社会福祉施設指導監査と合わせて実施しました。

(1) 実施状況

指導監査実施数 12法人 (対象法人数 30法人)

※対象法人数は、年度当初の鈴鹿市が所管する法人数です。

(2) 指摘状況（文書及び口頭指摘）

指摘ありの法人数 12法人

指摘なしの法人数 0法人

合 計 12法人

(3) 指摘の項目別件数

指 摘 項 目	指摘件数
I 法人運営	71
1 定款の状況	1
2 評議員・評議員会の状況	40
3 理事の状況	5
4 監事の状況	5
5 理事会の状況	18
6 評議員、理事、監事の報酬の状況	2
II 事業	4
1 事業一般の状況	1
2 社会福祉事業の実施状況	3
3 公益事業の実施状況	0
4 収益事業の実施状況	0
III 管理	97
1 人事管理の状況	2
2 資産管理の状況	5
3 会計管理の状況	69
4 その他	21
合 計	172

※Ⅰ－２「評議員・評議員会の状況」の主な指摘

- ・議事録に、議長の氏名が記載されていない。
- ・議案について特別の利害関係を有する評議員がいないことを確認していない。また、確認したことを議事録に記載していない。

Ⅰ－５「理事会の状況」の主な指摘

- ・重要な役割を担う職員（施設長）の選任を、理事会の決議を経て行われていない。
- ・理事長による職務の執行状況が、実際に開催された理事会において定款で定める回数以上、報告されていない。
（社会福祉法第４５条の１４第９項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９８条第２項の規定により、報告の省略はできない。）

Ⅱ－１「事業一般の状況」の指摘

- ・定款に従って事業を実施していない。

Ⅲ－３「会計管理の状況」の主な指摘

- ・現物支給の寄附について、寄附金収入として会計処理されていない。
- ・経理規程と、計算書類の拠点区分名及びサービス区分名が一致していない。
- ・附属明細書を作成すべき書類が作成されていない。
- ・計算書類と附属明細書の記載内容が一致していない。

Ⅲ－４「その他」の主な指摘

- ・当該法人が登記しなければならない事項について変更が生じているが、法で定めた期限までに登記が変更されていない。
- ・契約を締結した際に、契約書を作成していない。

（４）確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和６年度は、１法人に対し確認監査を実施し、改善状況の確認と未改善事項への再指摘を実施しました。

（５）特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人に、随時、特別監査を実施しています。

令和６年度は、対象となる法人はありません。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

令和6年度は、対象となる法人はありません。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

令和6年度は、対象となる法人はありません。